

居宅サービス計画作成依頼届に関する確認

居宅サービス計画作成依頼届(以下:居宅の届け)について、再確認の為に連絡致します。

原則 居宅の届け出は月の頭までさかのぼります。

3/1 利用開始

3/10 A事業所が届け出

3/1 有効期間 3/31

月の途中で届け出をされて、被保険者証に月途中の日付が記入されても、月初から給付管理と請求を行う事が可能です。
 利用を開始されれば、当然速やかに居宅の届け出を行っていただきたいですが、同月内であれば被保険者証に記入する日付にこだわる必要はない事になります。

原則 居宅の届け出は月末時点で届け出のあった事業所が優先されます。

3/1 3/31

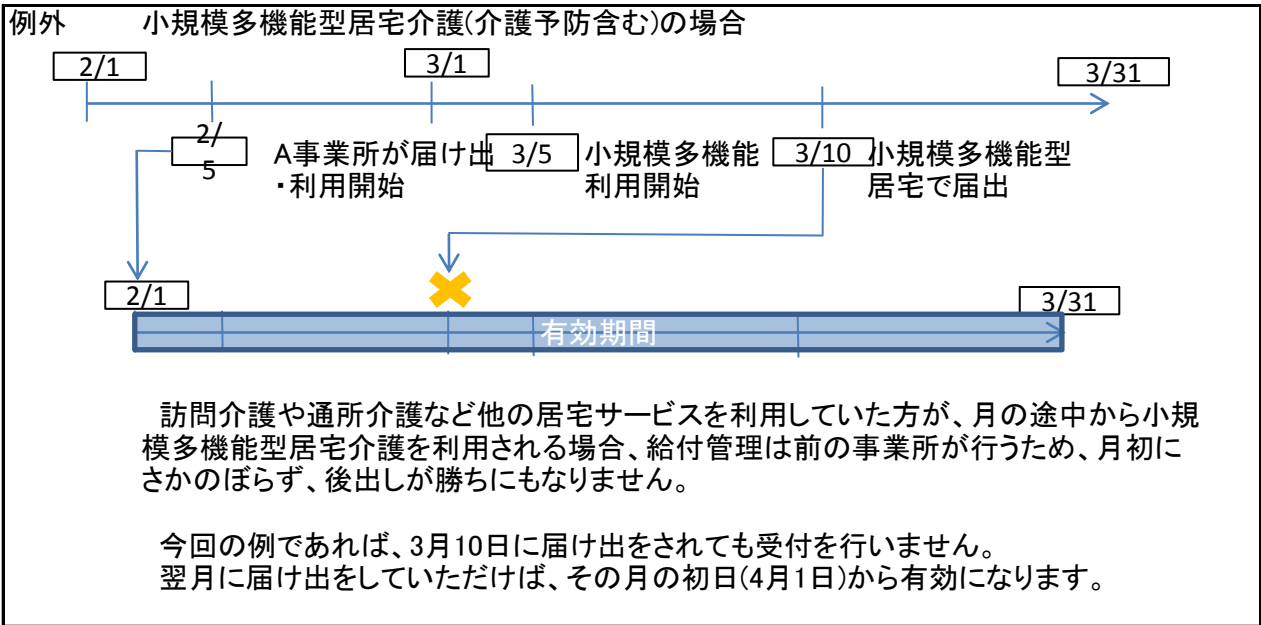
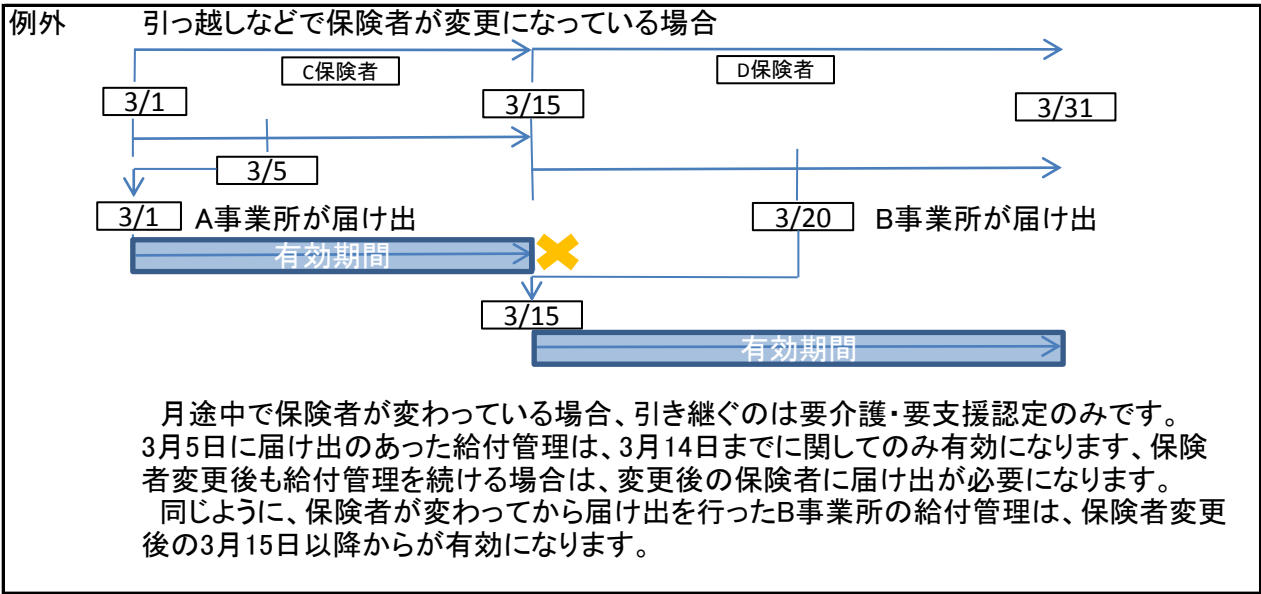
3/5 利用開始

3/10 A事業所が届け出

3/20 B事業所が届け出

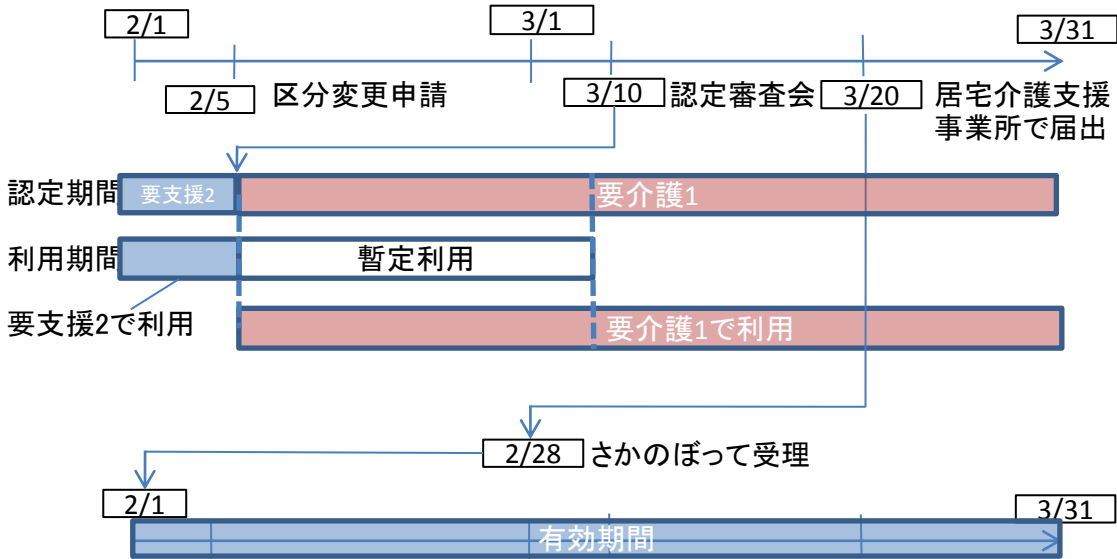
3/1 有効期間 3/31

同月内に2つ以上の事業所から居宅の届け出が行われた場合は、後の日付で提出のあった事業所が給付管理と請求を行う事になります。
 例の場合、5日から19日までの給付管理をA事業所から引き継いだり、サービス提供事業所に、B事業所が給付管理を行う事を通知する必要がある等留意点が多数あるので、現にサービスの利用がある場合の月途中での居宅の届け出は慎重に行ってください。



日付をさかのぼっての居宅サービス計画作成依頼届けについて

区分変更中や、新規申請中に利用があり、認定開始日が、認定審査会のある月からさかのぼって開始する場合で、既に届け出のある事業所や地域包括支援センターから事業所を変更する必要がある時は、審査会のあった日から3週間以内であれば月をさかのぼって届出を受理します。



ただし、

- ① 利用開始時点で届け出があり、
- ② 届け出の際にさかのぼりを伝えていただいたものが対象です。

① 利用開始時点で届け出がある

利用開始時点で届け出があるかどうかは、区分変更の申請前であれば被保険者証、認定申請中であれば介護保険資格者証の「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」欄を確認して下さい。(※ 5ページ参照)

ここを確認していただいて、空欄でなければとりあえず大丈夫です。空欄であれば結果がどうなるかに関わらず、利用開始より前に届け出を行って下さい。

② 届け出の際にさかのぼりを伝えていただいたもの

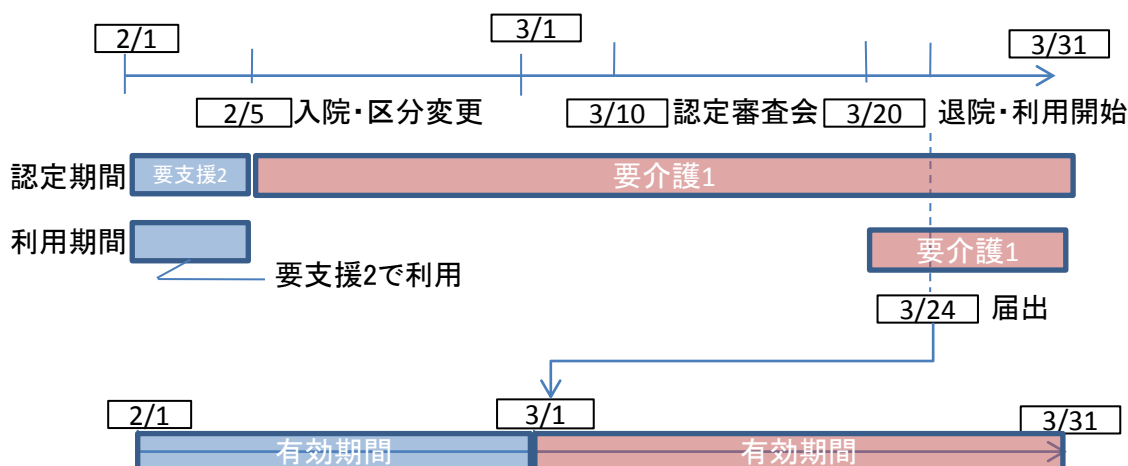
さかのぼりの届け出は原則として、姫路市役所本庁長寿・介護保険課の窓口でさかのぼりである旨を伝えてもらった上で届け出をお願いします。

ただ、本庁に来庁されるのが困難なケースも多いと思いますので、市役所の各出先機関で届け出をされてもかまいません。

ただし、その場合は届け出をされる前に長寿・介護保険課へ必ず連絡をして下さい。

居宅の届け出が遅れた事により、償還払いになると、一時的ではあっても利用者の方に大きな負担と不信感を与えます。そうならない為にも、居宅の届け出を忘れずに「利用開始」＝「居宅の届け出」ぐらいの気持ちで考えていただくと幸いです。

※参考 さかのぼりが不要なケース



3ページと同じく、区分変更の認定結果は月をさかのぼって出ているが、暫定の利用期間が無い場合はさかのぼりをする必要はありません。

2月利用分の給付管理は地域包括支援センターが行い、請求については要支援の日割り計算で行ってもらえば問題なく請求が通ります。

このケースでもさかのぼりを行う事は可能ですが、その場合は当然給付管理は居宅介護支援事業所が行う事になります。

引き継ぎの際には、申請中に利用がなかったか、給付管理をどちらがおこなうか、必ず確認をお願いします。

その他、居宅の届け出に関する問い合わせは、

姫路市役所 長寿・介護保険課
Tel 079-221-2449

へお願いします。

「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」欄の場所

被保険者証

介護保険被保険者証		(一)	(二)	(三)		
被 保 険 者	番 号	要介護状態区分等	給付制限 (給付制限 対象者には高 額介護サービ ス費等の支給 はありません)	内 容	期 間	
	住 所	認定年月日		開始年月日	終了年月日	
	氏 名	認定の有効期間		開始年月日	終了年月日	
	生年月日	区分支給限度基準額		開始年月日	終了年月日	
交付年月日	1月当たり サービスの種類	1月当たり サービスの種類	居宅介護支援 事業者又は介 護予防支援事 業者及びその 事業所の名称	開始年月日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	282012 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市 電話 079(221)2445	備考	種類	入所等年月日	平成 年 月 日	
		手書き箇所に公印押印のないものは無効です。 (介護保険施設等権を除く)	介護保険 施設等	種類	退所等年月日	平成 年 月 日
			種類	入所等年月日	平成 年 月 日	
			名称	退所等年月日	平成 年 月 日	

資格者証

介護保険資格者証

有 効 期 限	平成 年 月 日			
被 保 険 者	番 号			
	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女
交 付 年 月 日	平成 年 月 日			
要介護状態区分等				
認 定 年 月 日	平成 年 月 日			
認 定 有 効 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
(うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	1月当たり	単位
	サービスの種類		種類支給限度基準額	
給 付 制 限	内 容	期 間		
		開始年月日	平成 年 月 日	
		終了年月日	平成 年 月 日	
		開始年月日	平成 年 月 日	
		終了年月日	平成 年 月 日	
居宅介護支援事業者又は 介護予防支援事業者及び その事業所の名称		届出年月日	平成 年 月 日	
		届出年月日	平成 年 月 日	
		届出年月日	平成 年 月 日	
介護保険施設等	種 類	入所等年月日	平成 年 月 日	
	名 称	退所等年月日	平成 年 月 日	
	種 類	入所等年月日	平成 年 月 日	
	名 称	退所等年月日	平成 年 月 日	
保険者番号並びに 保険者の名称及び印	282012 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市 電話 (079) 221-2445~2449			

居宅の届出用紙の記入例と諸注意

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書 (受付印)

姫路市長

下記の居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することを届出します。

太枠内を記入し、居宅介護(介護予防)支援事業者から事業者欄への記載を受けたうえで、市へ提出してください。事業者へ提出代行を委任することもできます。

届出年月日 平成 年 月 日

※市役所で受付をした日が届出年月日となります。

被保険者	※氏名欄は記名押印または自筆署名	介護区分 新規 変更	認定始期	認定日	遡り受付承認証記載届出日
被保険者番号	40099999				
住所	〒 670 - 8501 姫路市安田4丁目1番地				
フリガナ	ヒメジ カゴ				
氏名	姫路 介護	生年月日	3年 3月 3日	性別	男・女

私は、下記の事業者がこの居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書と介護保険被保険者証(資格者証)を預け提出の代行を委任します

居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者
計画の作成依頼を受けた場合、事業所の所在地・事業者名・事業所番号を記入のうえ確認印欄に押印してください。

届出区分	1. 新規 ・ 2. 変更
事業所の所在地	〒 670 - 0012 姫路市本町68番地
事業者名 事業所名	居宅介護支援事業所しろまる
担当ケアマネジャー	白鷺 姫子
居宅介護(介護予防)支援事業所番号	

◎下記については、変更を選択した場合は必ず記入してください

変更年月日	平成 22年 1月 31日	変更前の届出年月日	平成 18年 4月 1日
事業所を変更する場合の事由等	要支援から要介護に変更したため		
	変更前の居宅介護(介護予防)支援事業者 事業所名 姫路城地域包括支援センター		

◎要支援者であって、直営地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者は下記に記入してください。

事業所所在	電話番号()
事業所名	

備考欄	処理欄	受付	被保険者証記載	同日再交付申請	資格者証記載	同日認定申請	届出入力	月末受付 FAX送付
-----	-----	----	---------	---------	--------	--------	------	------------

届出年月日
さかのぼり、通常の届出にかかわらず、窓口へ提出される日付を記入して下さい。

被保険者番号
後期高齢者医療保険の番号が書かれている事や、番号自体が書かれていない例が多くみられます。提出前に確認をお願いします。

届出区分
被保険者証や、資格者証の事業所欄が空白 = 「新規」
それ以外 = 「変更」

事業所番号
書き忘れが非常に多いです。提出前に必ず確認して下さい。

変更年月日
新規・変更に関わらず、利用開始日を記入して下さい。
さかのぼりを希望される場合は、さかのぼる月の最終日を記入して下さい。

<注意>

- この届出書は、要介護認定等申請時もしくは居宅(介護予防)サービス計画作成をする事業者が決まり次第速やかに姫路市へ提出してください。
- 居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼する事業者を変更するときは、変更年月日・変更事由等を記入の上、必ず姫路市に届出をしてください。
- 届出がない場合はサービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 届出の際には、介護保険被保険者証または介護保険資格者証を添付してください。
- 確認印欄には、事業者印・事業所印・確認印として事前に介護保険課へ届出した印のうちいずれかひとつを押してください。

(18.4.1作成 19.4.1一類改訂)

居宅の届けフローチャート

